

○津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を図ることを目的に、再生可能エネルギーに係る設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津和野町補助金等交付規則(平成17年津和野町規則第38号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に自ら居住又は居住する予定とする者、若しくは町内に事業所を構える者
- (2) 申請者を含む世帯員全員について、町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと。事業所に設置する場合は、事業所の代表者を申請者とし、滞納がないことを確認するものとする。
- (3) 補助金交付の申請を行う日の属する年度の3月15日までに、設備等の設置を完了する者であること。

(補助対象設備及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる設備及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置工事を着手する前及び当該年度の12月末日までに、津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に定める申請書の提出があつたときは、その内容を審査

し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定による補助金に基づき補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付申請内容を変更する場合又は設備の導入を中止する場合は、速やかに津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するときには、津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金変更等承認通知書(様式第3号の2)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条に定める実績報告書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、補助金の交付額の確定後、津和野町再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に

交付するものとする。

(協力の要請)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付をした者に対し、必要に応じて当該設備等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

(帳簿等の保管)

第11条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第2条、第3条関係)

種類		補助金の額	補助対象者
補助対象設備の要件			
1	住宅用太陽光発電設備 ①設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定を取得し、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。かつ、次の数値のうちいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。 ア 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値) イ パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディ	出力1kWあたり5万円とし、4kW、20万円を上限とする。 補助金の額は、太陽電池の最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て)に、5万円を乗じて得た額とする。	・町内に自ら居住又は居住する予定とする者

	<p>ショナの定格出力の合計値)</p> <p>②設置する建物は、住居として使用されているもの、又は住居として使用される予定のものであること(店舗、事務所等との兼用は可とする)。なお、前文の建物の存する敷地内であれば、設置箇所は建物上に限らない。</p> <p>③未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>		
2	<p>ペレットストーブ又は薪ストーブ</p> <p>①未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	<p>設置費用の2分の1以内とし、30万円を上限とする(1,000円未満の端数は切り捨て)。</p>	<p>・町内に自ら居住又は居住する予定とする者</p> <p>・町内に事業所を構える者</p>
3	<p>太陽熱等利用設備(太陽熱、地熱・地中熱)</p> <p>①太陽熱利用設備はソーラーシステムに限る。</p> <p>②給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの。</p> <p>③未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	<p>設置費用の3分の1以内とし、20万円を上限とする(1,000円未満の端数は切り捨て)。</p>	<p>・町内に自ら居住又は居住する予定とする者</p>
4	<p>蓄電池設備</p> <p>①上記1の要件を満たした住宅用太陽光発電設備が設置されていること(同時に設置する場合を含む。)</p>	<p>設置費用又は10万円を上限とする(1,000円未満の端数</p>	<p>・町内に自ら居住又は居住する予定とする者</p>

	<p>②蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。</p> <p>③未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	は切り捨て)。	
5	<p>省エネ設備</p> <p>(1) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)</p> <p>(2) 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)</p> <p>(3) 対象設備は、未使用品であること。(中古品は対象外とする。)</p>	<p>設置費用の3分の1(1,000円未満の端数は切り捨て)以内とし、5万円を上限とする。</p>	<p>・町内に自ら居住又は居住する予定とする者</p>